

～自社製品が他社の権利を侵害していると言われたらどうするべきか～

企業独自の製品や技術・名称などの「知的財産」はきちんと権利化しなければ他社に真似された場合に守ることはできません。他者から権利を侵害していると言われてしまった、他社が自社の製品を真似していた、他社から「警告書」が届いてしまったなどの事態になった場合、会社はどう対処したらいいのか？ 権利の侵害について豊富な実務経験を有する講師が実例を交えてわかりやすく解説いたします。

- 主催 中部経済産業局・協同組合トピックス
- 日時 平成23年3月21日(月・祝)  
14:00～16:00
- 受講料 無料
- 場所 中京大学文化市民会館  
3階 第2会議室  
駐車場は27台(30分200円)



【講師】

弁理士・行政書士 加藤 道幸 氏  
加藤特許商標事務所

【講師経歴】

静岡大学工学部電気電子工学科卒業

- ・ 創業間もないベンチャー企業(現在は東証2部上場)に就職(測定機器開発に従事)
- ・ 大手家電メーカーの移動体通信機器関係の研究所に勤務(携帯電話、ページの電子回路、ソフトの研究開発に従事)
- ・ 特許事務所勤務  
(電気電子、ソフト、ビジネスモデル、機械等、広範囲な明細書作成補助に従事)
- ・ 平成15年弁理士登録
- ・ 平成17年独立開業
- ・ 平成17年行政書士事務所併設

平成23年 月 日

知的財産セミナー(3/21開催) 受講申込書

会社名 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

受講者氏名 1. \_\_\_\_\_ 2. \_\_\_\_\_ 3. \_\_\_\_\_

協同組合トピックス FAX : 052-824-6283